

● **定率減税が廃止されます。**

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。

平成18年

所得税：平成18年1月分から
税額の10%相当額を減額(12.5万円を限度)
住民税：平成18年6月分から
税額の7.5%相当額を減額(2万円を限度)



平成19年以降

所得税：平成19年1月分から廃止
住民税：平成19年6月分から廃止

● **住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。**

平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

平成17年度

合計所得金額
125万円以下の方
非課税



平成18年度以降

課税

経過措置として
平成18年度は税額の3分の2を減額
平成19年度は税額の3分の1を減額
平成20年度以降は、全額負担

※この経過措置は昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象になります。

**国税電子申告・納税システム
(e-Tax)をご利用ください。**

自宅やオフィスから、インターネットを利用して申告などができます。

e-Taxを使えば、こんなことが大変便利。

- 所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告ができます。
- 全ての税目の納税ができます。
- 申請・届出等ができます。

もっと詳しい情報はe-Taxホームページへ

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

※ e-Taxの最新情報やご利用に当たっての手続きについて説明しています。

なお、平成18年分の確定申告から新規にご利用される方は、お早めに、開始届出書をご提出ください。

〔所得税の申告に利用する場合…… 2月中旬ごろまで〕
〔消費税の申告に利用する場合…… 3月上旬ごろまで〕

問合せ先：米子税務署 (32-4121)